






様式第3号 (第3条関係)





公文書部分開示決定通知書		狭都発第88号 平成30年8月24日
狭山市民オンブズマン 田中 寿夫 様		狭山市長 小谷野 剛 
平成30年8月13日付けの開示請求について、狭山市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。		
1 開示請求に係る公文書の名称又は内容	入曽駅周辺整備事業における西武鉄道との交渉経緯に係る一切の文書	
2 公文書の開示をする日時及び場所	日 時	平成 30 年 8 月 28 日 ^{午前} 11 時 30 分 午後
	場 所	狭山市役所 情報公開コーナー
3 開示の方法	閲覧、写しの交付	
4 開示しない部分	個人に関する情報、法人に関する情報、市内部の審議、検討又は協議に関する部分	
5 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	(狭山市情報公開条例第7条第2・3・4号に該当) <ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・法人に関する情報であって、法人の権利、営業、販売活動、その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・市の内部における審議、検討、協議に関する情報であって、公にすることにより市民の間に混乱を生じさせる恐れ又は特定の者に不当に利益もしくは不利益を及ぼす恐れがあるため。 	
6 狭山市情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	年 月 日。ただし、公文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。	
7 問い合わせ先	都市計画課 (電話) 2953-1111 内線2221	
8 備考	59 枚 交付	

- (注) 1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。
 2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を連絡してください。
 3 審査請求について
 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、狭山市長に対して審査請求をすることができます。
 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
 4 取消訴訟について
 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(3の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、狭山市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において狭山市を代表する者は、狭山市長です。
 ただし、この処分があったことを知った日(3の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(3の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

	部長	次長課長兼	主査	技師	担当
回覧	○				

協議記録

平成28年5月16日作成

件名	入曽駅周辺整備に係る西武鉄道㈱との協議記録
日時	平成28年5月13日(金) PM3:00~4:00
場所	西武鉄道㈱所沢本社
出席者	西武鉄道㈱  西武鉄道㈱   都市計画課：堀川次長 内野主査
<p>【協議内容】</p> <p>市 入曽駅周辺整備計画作成の委託費用は、ひと・まち・仕事による交付金を予定していたが採択されなかったことから、6月の市議会にて市単独費で補正予算が確保される運びとなった。 作成する計画は、入曽駅西口を含めた範囲で考えたい。(別添資料提示) それに伴い、入曽駅の橋上駅舎化、東西連絡通路の検討をお願いしたい。</p> <p>西武 都市計画の位置付けを定めるのか？</p> <p>市 土地利用についてプロポーザル方式による委託で構想案を検討する予定であり具体的にはこれからだが、整備手法は個人施行の土地区画整理事業を考えている。</p> <p>西武 市の都市計画マスタープランに東西利用の計画があれば検討しやすいと思う。</p> <p>市 現行の計画にも東西連絡通路等の記載はある。都市計画マスタープランについては、見直しの時期になっており、その際にも駅周辺整備については考える。</p> <p>西武 県道(停車場線)の拡幅等の計画は有るのか？ロータリーから改札まで歩行者空間が確保されないと危険ではないか？</p> <p>市 県道は計画には含めない。駅舎から歩行者デッキでロータリーにつなげたい。</p> <p>西武 </p>	

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。

市

[Redacted text]

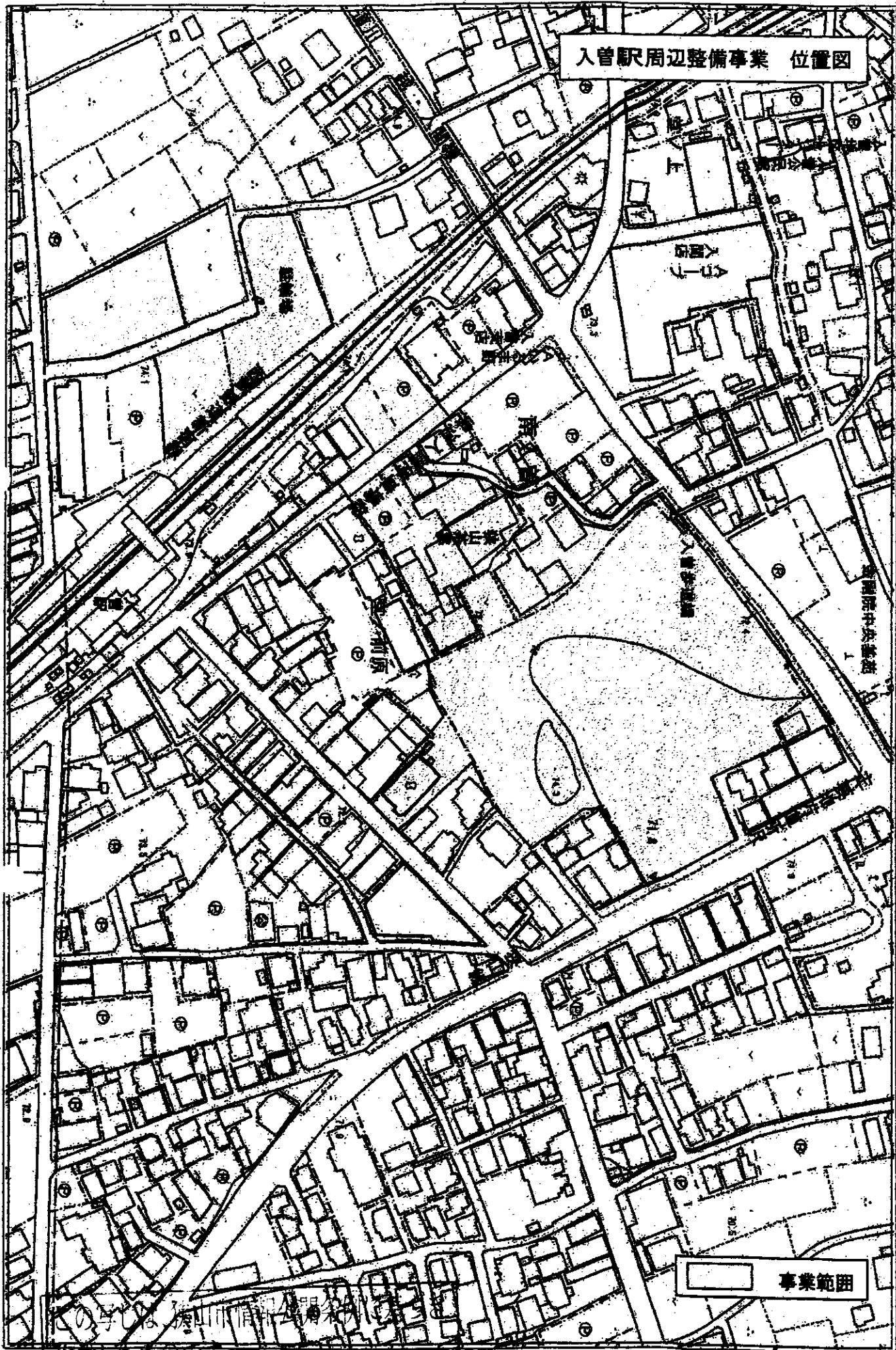
西武

[Redacted text]

市

計画の概要が出来たら示したい。
先ず、委託業者が決まったら連絡するので、また協議をお願いしたい。

入管駅周辺整備事業 位置図



事業範囲

	部長	次長兼課長	主査	技師
回覧			内野	吉川

件名	入曽駅周辺整備事業に係る西武鉄道㈱との協議記録
日時	平成28年 11月25日 (金) 9:35~11:00
場所	西武鉄道㈱所沢本社内
出席者	西武鉄道㈱: [Redacted] [Redacted] 都市計画課: 堀川次長、内野主査、吉川技師
市	今年度、作成をすすめている入曽駅周辺整備事業の基本計画案の原案が出来たのでご意見をいただきたい。(別紙資料)
西	ロータリーの位置が駅と離れているため利便性が悪いと思うが。
市	事業を進めるにあたり改札位置の変更と橋上駅舎化が条件である。西武鉄道さんの協力無しでは、事業は進められないと考えている。
西	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]
市	過去に地権者合意が得られず事業を断念していることから、市では実現が可能な計画で事業を進めることを考えている。市が費用負担することは理解している。
西	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]
市	[Redacted] [Redacted]
西	[Redacted] [Redacted]
市	[Redacted]
西	議会報告や市民、地元への説明はどう考えているか。
市	3月の定例議会で報告することを考えている。 市民や地元には広報やホームページ、地元説明会で情報発信をしようと考えている。

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。

西 橋上化の検討結果を、今回の計画案に反映することは可能か。

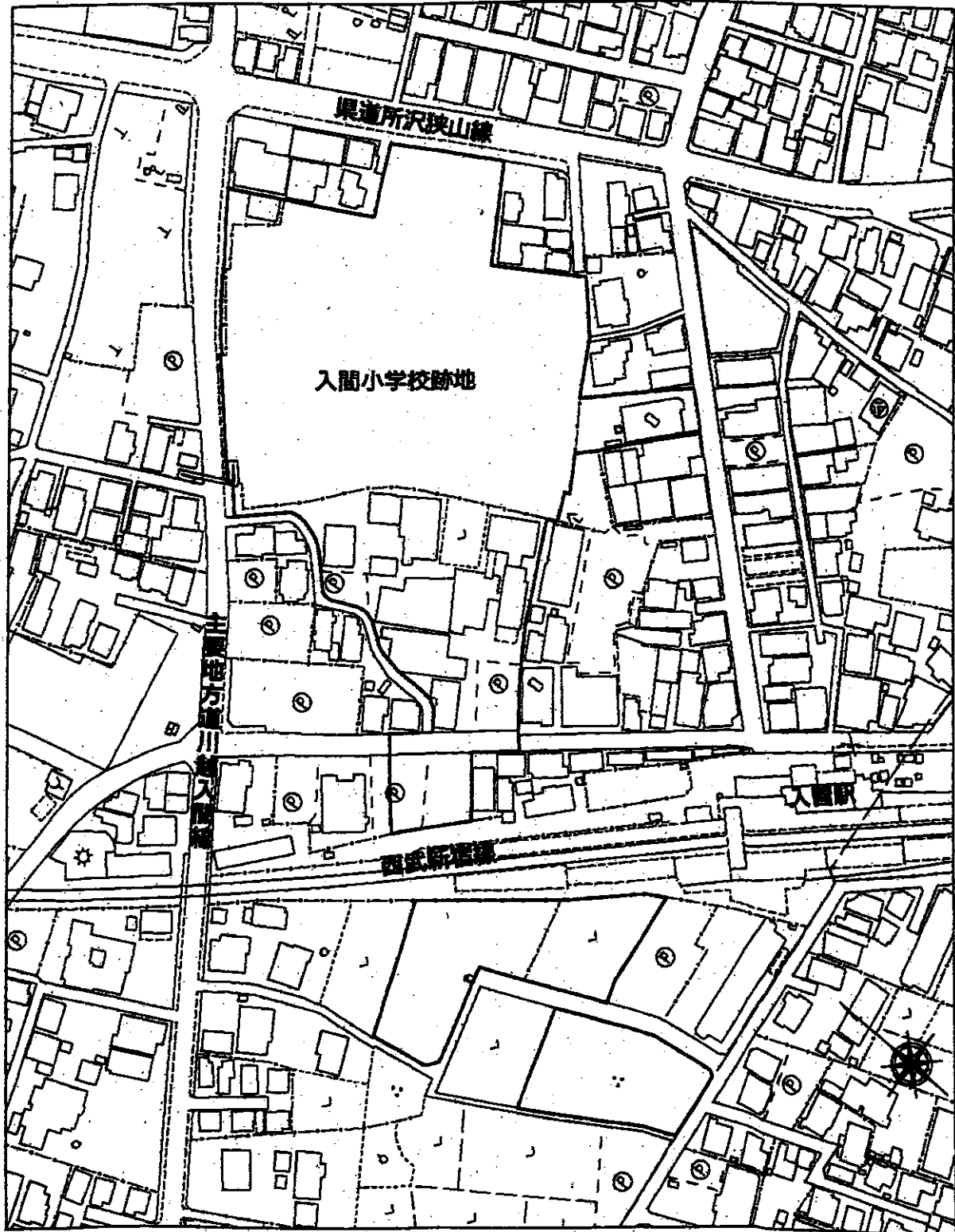
市 年明けにもらえれば可能である。議会や地元説明用としてパースの作成も考えている。
年明け頃にはお見せできる予定である。



【決定事項】




・年明け頃に、西武から橋上駅舎化の検討結果（技術面）の連絡をもらう。



区域図










■ 入間駅周辺地区

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。

回覧	部長	次長兼課長	主査	技師	担当
	○		○		

件名	入曽駅周辺整備事業に係る西武鉄道㈱との協議記録
日時	平成29年 1月30日 (月) 10:00~11:00
場所	西武鉄道㈱所沢本社内
出席者	西武鉄道㈱:   都市計画課: 堀川次長、内野主査

市 新年の挨拶と西武から橋上駅舎化の検討結果（技術面）報告を聞くため本日伺った。

西 







市 

西 内部協議にはどのくらい時間がかかるか？

市 西武の提示条件を踏まえ、3月の議会に報告できるよう調整したい。

西 





市 

西 


市 

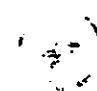
西 





西 市のスケジュールが出来たら事前にメールしてほしい。そのスケジュールをみて西武のスケジュールを検討したい。



市 次回はスケジュールと鳥瞰図が出来たらまた協議をお願いします。

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。

	市長	副市長	部長	次長兼課長	主幹	技師	担当
回 覧						 	

件名	入曽駅周辺整備事業に係る西武鉄道㈱との担当者打合せ内容
日時	平成29年 5月8日 (月) 10:00~11:00
場所	西武鉄道㈱所沢本社内
出席者	西武鉄道㈱:  都市計画課: 堀川次長、内野主幹、和田技師

市 昨年度末に完成した業務委託成果品の内容の説明と、請願駅とすることについて市内の合意形成結果を報告するため伺った。

まず請願駅とすることは市長、副市長の同意が得られた。そのため橋上駅舎化の事業費は市が負担する。業務委託成果品にもその内容を記載した。また前回の3月議会のタイミングで成果品の内容を中間報告として全ての議員に説明済みであり、事業に反対する議員は居なかった。

次に、業務委託成果品の内容について説明する。

本事業は市が保有する土地と、同意が得られると見込まれる地権者の土地を合わせて個人同意施行の土地区画整理事業にて行う。

事業費については橋上駅舎化費用の概算額 30 億円も計上してある。最終的な事業費は 55 億円程度を見込んでいる。この費用は事業地内にて操業予定の民間事業者からの定期借地権料と固定資産税等により償却していく計画である。

西



市



西



西

都市マスタープランなどの市の計画に本事業内容を追加する予定はあるか。



市

現在市内には土地利用転換構想地区が複数箇所あり、実際に利用転換事業を進めている地区もあるため、コンパクトシティを前提とした立地適正化計画の作成や都市マスタープランの見直しは行っていない。平成 28 年に開始した第 4 次総合計画の中で入曽駅周辺整備を記載しており、それを上位計画の根拠としている。周辺住民については、本年度中に説明会等を開催して内容の周知を行った後に基本計画を決定する予定としている。

市



この写しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。

西

市

西

イメージパスにあるタクシープールにも東西自由通路からのエレベーター及び階段でのアクセスが必要だと考える。しかし、自由通路へのアクセスを設けることによって市民の送迎車が県道入曽停車場線上に停車したりタクシープール内で滞留したりするなどして危険性が増すことも考えられるため、検討の必要がある。

市

タクシーの降車はロータリー内で行ってもらうよう要請するなど検討する。

西

橋上駅舎化については社内に持ち帰り検討したい。一か月程度時間がほしい。

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。

	市長	副市長	部長	次長兼課長	主幹	技師	担当
回覧	○	○				吉川	和田

件名	入曽駅周辺整備事業に係る西武鉄道㈱との担当者打合せ内容
日時	平成29年 7月14日(金) 14:00~15:00
場所	西武鉄道㈱所沢本社内
出席者	西武鉄道㈱: [Redacted] 都市計画課: 堀川次長、和田技師
西	[Redacted]
市	[Redacted]
西	[Redacted]
市	[Redacted]
西	[Redacted]
市	[Redacted]
西	市で行う工事はどのような順序で行うのか。
市	工事の順番は特に決まっていない。また民間事業者誘致エリアは更地のまま事業者に渡すため市で大掛かりな工事は行わない。ロータリーの整備がメインの工事となる。
西	[Redacted]
市	[Redacted]
西	[Redacted]
市	[Redacted]
市	[Redacted]
西	[Redacted]

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。

■受領資料

・取代わし文書案

1. 入曽駅周辺整備に関する協力について（協議）
2. 入曽駅周辺整備に関する協力について（回答）
3. 入曽駅周辺整備計画に関する覚書

(案)

第〇〇号
平成29年 月 日

西武鉄道株式会社
取締役社長 若林 久 様

狭山市長
小谷野 剛

入曽駅周辺整備に関する協力について（協議）

貴社ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より市政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴社新宿線入曽駅の東口地区につきましては、市街地再開発事業を実施するため関係地権者との合意形成に努めておりましたが、一部地権者の理解が得られないことから平成25年5月に市街地再開発事業の実施を断念いたしました。

しかしながら、入曽駅周辺の交通対策は市の重要課題との認識のもと、平成28年度には、入間小学校跡地を有効的に活用するため隣接敷地を一部取得し、入曽駅周辺整備を進めることについて、市議会及び庁内で検討を重ねてまいりました。

入曽駅周辺整備には貴社事業に関わる事項（駅前広場、東西連絡通路、駅舎等の整備）も検討していることから、貴社におかれましても、入曽駅周辺整備にご協力頂きたく協議いたします。

なお、入曽駅周辺整備を推進するにあたり基本的な事項について、別紙覚書を締結いたしたく存じます。

内容についてご異存がなければ、別紙覚書2通に押印の上、その1通をご返送願います。

【担当窓口】

狭山市都市建設部都市計画課

内野・和田

〒350-1380 狭山市入間川1-23-5

TEL 04-2953-1111

内線 2221

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき
作成したものです。

(案)

入曽駅周辺整備計画に関する覚書

狭山市（以下「甲」という。）と西武鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、入曽駅周辺整備計画（以下「本計画」という。）に関する基本的事項について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

(相互協力)

第1条 甲と乙は、入曽駅周辺の利便性、回遊性の向上および駅周辺地域の活性化を図るため、本計画について相互に協力するものとする。

(整備概要)

第2条 本計画のうち鉄道事業に関わる主な整備概要は次のとおりとし、本計画全体の範囲等は別図に示すものとする。

- (1) 東口交通広場および西口交通広場（以下「東西交通広場」という。）
- (2) 東西交通広場連絡通路（以下「連絡通路」という。）
- (3) 入曽駅施設（以下「駅施設」という。）

(整備主体)

第3条 本計画の整備主体は、甲とする。

- 2 乙は、本計画のうち、鉄道事業に影響を及ぼす事項の検討について、甲に協力するものとする。

(東西交通広場)

第4条 甲は、東西交通広場を整備するにあたり、乙をはじめとした交通事業者との協議、調整を十分に行い、鉄道と二次交通との結節機能の向上を図るものとする。

(連絡通路)

第5条 甲は、東西交通広場を結ぶ連絡通路の位置、規模等の具体的事項について、乙と別途協議するものとする。

(駅施設)

第6条 駅施設は、甲による請願駅と位置付ける。

- 2 本計画は、駅施設と連絡通路とを一体的に整備する計画とし、本計画により支障または不要となる乙所有の既存駅施設は、甲が全て撤去するものとする。

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。

(案)

- 3 甲は、駅施設を整備（既存駅施設撤去を含む）するにあたり、事前に駅利用者、住民、関係者等への周知、説明を十分に行い、理解を得るものとする。

(設計、施工及び財産)

第7条 甲と乙は、本計画のうち次の各号について別途協議をおこない、協定を締結する。

- (1) 連絡通路、駅施設に関する設計・施工
- (2) 整備後の財産区分、管理区分等の詳細

(費用負担)

第8条 甲は、本計画に要する費用の全てを負担し、乙に対して負担を求めないものとする。

(その他)

第9条 本覚書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙で協議の上処理するものとする。

以上、本覚書成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

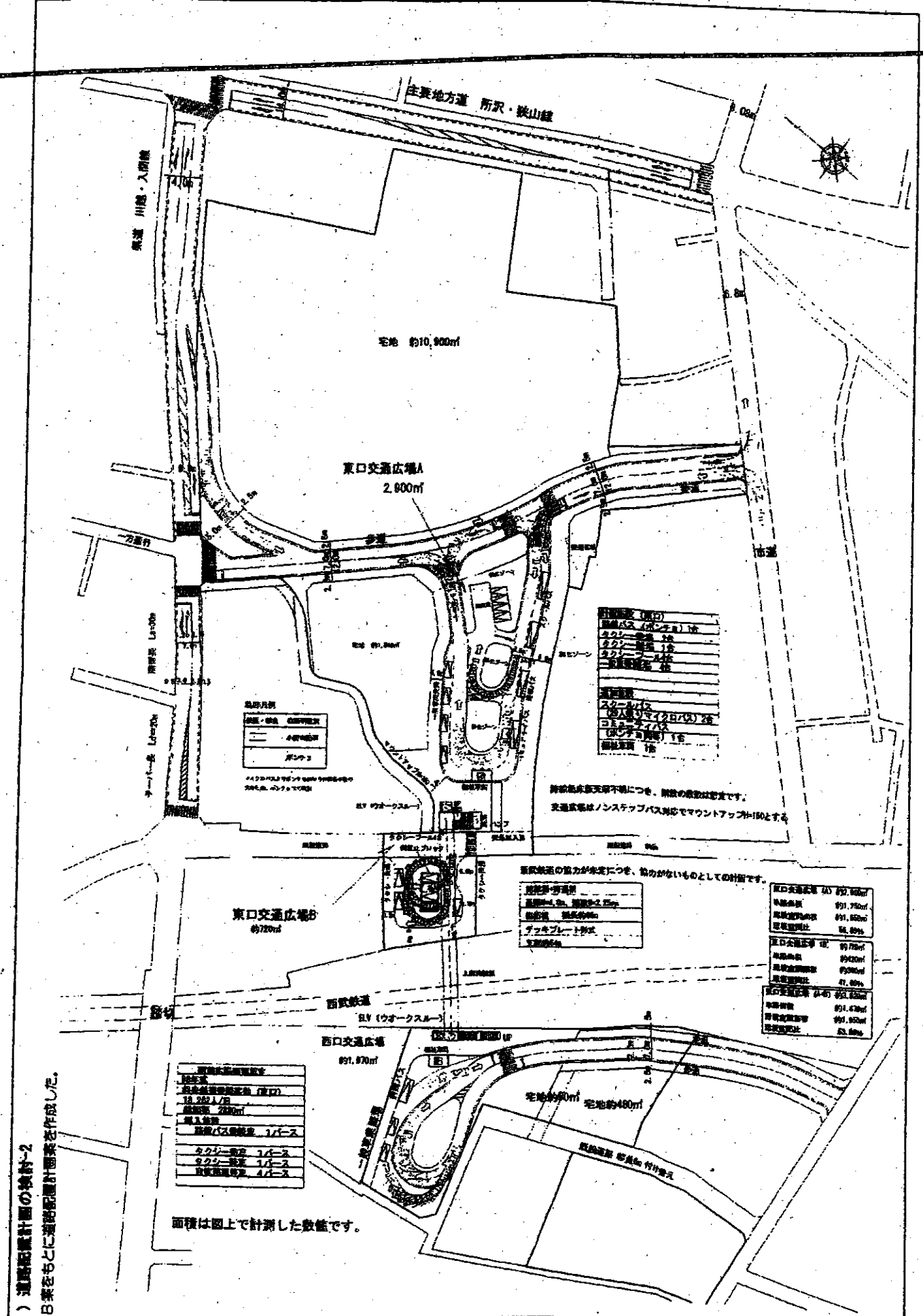
●●●●年●月●日

甲

乙

埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1
西武鉄道株式会社
取締役社長 若林 久

この号は、狭山市情報公開条例に基づき
作成したものです。



主要地方道 所沢・狭山線

東運 川越・入間線

宅地 約10,900㎡

東口交通広場A
2,800㎡

商業施設 (概算)	
商業ビル (ビルディング)	1棟
コンビニエンスストア	2店
スーパーマーケット	1店
飲食店	2店
その他	1店
住宅	
ファミリータイプ	26
コンパクトタイプ	1
その他	1

商業施設	
商業ビル	1棟
コンビニエンスストア	1店
その他	1店

商業施設 (概算)	
商業ビル	1棟
コンビニエンスストア	2店
スーパーマーケット	1店
飲食店	2店
その他	1店







東口交通広場 A	
敷地面積	約2,800㎡
建築面積	約1,750㎡
延床面積	約1,800㎡
容積率	約66%
東口交通広場 B	
敷地面積	約720㎡
建築面積	約300㎡
延床面積	約300㎡
容積率	約42%
西口交通広場	
敷地面積	約1,870㎡
建築面積	約1,400㎡
延床面積	約1,450㎡
容積率	約75%







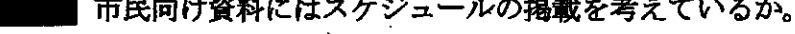











商業施設 (概算)	
商業ビル	1棟
コンビニエンスストア	2店
スーパーマーケット	1店
飲食店	2店
その他	1店

面積は図上で計測した数値です。

(1) 道路配属計画の検討-2
B案をもとに道路配属計画案を作成した。

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。

	市長	副市長	部長	次長兼課長	主幹	技師	担当
回覧						 	

件名	入曽駅周辺整備事業に係る西武鉄道㈱との担当者打合せ内容
日時	平成30年 1月15日 (月)、 メール: 1月18日 (木) 14:00~15:00
場所	西武鉄道㈱所沢本社内
出席者	西武鉄道㈱:  都市計画課: 堀川次長、内野主幹、吉川技師
市	入曽駅周辺整備事業の基本計画(案)について庁内調整が整ったのでお伺いした。 12月に議会説明も終えており、今後、1月26日より入曽地区全24自治会を対象に 住民説明を行い、2月10日号の広報で広く市民に周知をする予定である。パブリック コメントも広報のタイミングにあわせて行う予定であり、3月中には政策決定をしたい と考えている。
西	
市	
西	  
	 市民向け資料にはスケジュールの掲載を考えているか。
市	事業全体の簡易的なスケジュールを掲載する予定である。
西	広報およびパブリックコメントに掲載する内容をいただきたい。
市	了解した。 
西	 
市	
西	 
市	
西	
西	 
市	

この写しは、茨城県情報公開条例に基づき
作成したものです。

西

市

1月18日(木)

■資料

1. 入管駅周辺整備に関する協力について(依頼)
2. 入管駅周辺整備に関する協力について(回答)
3. 入管駅周辺整備計画に関する覚書
4. 入管駅周辺整備事業 基本計画(案)

(案)

資料 1

狭都発第 ○ ○ 号
平成 29 年 月 日

西武鉄道株式会社

取締役社長 若林 久 様

狭山市長 小谷野 剛

入曽駅周辺整備に関する協力について (依頼)

貴社ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より市政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴社新宿線入曽駅の東口地区につきましては、市街地再開発事業を実施するため関係地権者との合意形成に努めておりましたが、一部地権者の理解が得られないことから平成 25 年 5 月に市街地再開発事業の実施を断念いたしました。

しかしながら、入曽駅周辺整備は市の政策的な重要課題との認識のもと、平成 28 年度には、入間小学校跡地を有効的に活用するため隣接敷地を一部取得し、入曽駅周辺整備を進めることについて、市議会及び庁内で検討を重ねてまいりました。

入曽駅周辺整備には貴社事業に関わる事項（駅前広場、東西連絡通路、駅舎等の整備）も検討していることから、貴社におかれましても、入曽駅周辺整備にご協力頂きたく協議いたします。

なお、入曽駅周辺整備を推進するにあたり基本的な事項について、別紙覚書を締結いたしたく存じます。

内容についてご異存がなければ、別紙覚書 2 通に押印の上、その 1 通をご返送願います。

【担当窓口】

狭山市都市建設部都市計画課
入曽駅周辺整備担当 内野・和田
〒350-1380

狭山市入間川 1-23-5

TEL 04-2953-1111 (内線 2221)

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき
作成したものです。

(案)

2017 西鉄発第〇〇号

2017年 月 日

狭山市長
小谷野 剛 様

西武鉄道株式会社
取締役社長 若林 久

入曽駅周辺整備に関する協力について (回答)

日頃より当社事業にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年〇月〇〇日付、第〇〇号にて協議のありました標記の件につきましては、異存はありません。

つきましては、別添覚書 2 通に押印のうえ、1 通を返送いたします。

[Redacted signature area]

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。

(案)

入曽駅周辺整備計画に関する覚書

狭山市（以下「甲」という。）と西武鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、入曽駅周辺整備計画（以下「本計画」という。）に関する基本的事項について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

(相互協力)

第1条 甲と乙は、入曽駅周辺の利便性、回遊性の向上および駅周辺地域の活性化を図るため、本計画について相互に協力するものとする。

(整備概要)

第2条 本計画のうち鉄道事業に関わる主な整備概要は次のとおりとし、本計画全体の範囲等は別図に示すとおりとする。

- (1) 東口交通広場および西口交通広場（以下「東西交通広場」という。）
- (2) 東西交通広場連絡通路（以下「連絡通路」という。）
- (3) 入曽駅施設（以下「駅施設」という。）

(整備主体)

第3条 本計画の整備主体は、甲とする。

- 2 乙は、本計画のうち、鉄道事業に影響を及ぼす事項の検討について、甲に協力するものとする。

(東西交通広場)

第4条 甲は、東西交通広場を整備するにあたり、乙をはじめとした交通事業者との協議、調整を十分に行い、鉄道と二次交通との結節機能の向上を図るものとする。

(連絡通路)

第5条 甲は、東西交通広場を結ぶ連絡通路の位置、規模等の具体的事項について、乙と別途協議するものとする。

(駅施設)

第6条 駅施設は、甲による請願駅と位置付ける。

- 2 本計画は駅施設整備に支障または不要となる乙所有の既存駅施設の撤去が含まれるものとする。

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。